

令和4年 No.35

○国立大学法人東京学芸大学安全保障輸出管理規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4 貿局第492号）の一部改正等による「みなし輸出」管理の運用明確化，輸出管理に関する審議機関を規定すること，関係法令を遵守するために必要な指導について規定すること及び字句修正に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

令和4年5月25日 教育研究評議会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学安全保障輸出管理規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和4年5月26日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和4年規程第25号

国立大学法人東京学芸大学安全保障輸出管理規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学安全保障輸出管理規程（平成31年規程第2号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学安全保障輸出管理規程の一部改正について

改正理由：外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4貿易局第492号）の一部改正等による「みなし輸出」管理の運用明確化，輸出管理に関する審議機関を規定すること，関係法令を遵守するために必要な指導について規定すること及び字句修正に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規程における用語の定義は，当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 外為法等 外国為替及び外国貿易法（<u>昭和24年法律第228号</u>）及びこれに基づく輸出管理に関する政令，省令，通達等をいう。</p> <p>(2) 技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は<u>非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供</u>をいう。</p> <p>(3)～(8) [省略]</p> <p>(9) 取引審査 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか，用途及び<u>需要者等（技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。）を確認し，本学として当該取引を行うかを判断すること</u>をいう。</p> <p>(10)～(13) [省略]</p> <p>(14) <u>居住者 外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第4672号昭和55年11月29日）6-1-5, 6（居住性の判定基準）に従い，居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。</u></p> <p>(15) <u>非居住者 居住者以外の自然及び法人をいう。</u></p> <p>(16) <u>特定類型該当者 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外為令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4貿易局第492号）1（3）サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。</u></p> <p>(基本方針)</p> <p>第4条 本学の輸出管理に関する基本方針は，次のとおりとする。</p> <p>(1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる技術の提供及び貨物の輸出</p>	<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規程における用語の定義は，当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 外為法等 外国為替及び外国貿易法（<u>昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。</u>）及びこれに基づく輸出管理に関する政令，省令，通達等をいう。</p> <p>(2) 技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は<u>非居住者（外為法第6条第1項第6号に定める者をいう。）への技術の提供若しくは非居住者へ再提供することが明らかな居住者（外為法第6条第1項第5号に定める者をいう。）への技術の提供</u>をいう。</p> <p>(3)～(8) [省略]</p> <p>(9) 取引審査 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか，用途及び<u>需要者（相手先）を確認し，当該取引を行うかを判断すること</u>をいう。</p> <p>(10)～(13) [省略]</p> <p>(基本方針)</p> <p>第4条 本学の輸出管理に関する基本方針は，次のとおりとする。</p> <p>(1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる技術の提供及び貨物の輸出</p>

は行わない。

(2) 外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。

(3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を決め、輸出管理体制を整備し、その充実を図る。

〔省略〕

(輸出管理統括責任者)

第6条 本学に、輸出管理に係る業務を統括するため、輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、研究を所掌する副学長をもって充てる。

2 統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、本学における輸出管理に関する業務を統括し、規程の改廃案の作成、運用手続の制定・改廃、特定類型該当者の把握、該非判定及び取引審査の最終的な承認、輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続、文書管理、監査、指導、教育のほか、この規程に定められた業務を行う。

(輸出管理責任者)

第7条 統括責任者の下に、輸出管理に関する業務を行うため、輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、統括責任者の指名する者をもって充てる。

2 管理責任者は統括責任者を補佐し、事前確認シートの確認、相談窓口のほか、この規程に定められた業務を行う。

(審議)

第7条の2 本学の輸出管理に関する重要事項については、教育実践研究推進本部（以下「推進本部」という。）が審議する。

2 推進本部は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 該非判定、例外適用及び取引審査の審議に関する事項

(2) 教職員等に対する研修・啓発活動に関する事項

(3) 監査に関する事項

(4) その他輸出管理に関する事項

(事前確認)

第8条 教職員等は、取引を行おうとする場合は、別途定める「事前確認シート」に基づき、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定（公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術）の適用判定等について確認を行い、取引審査の手続の要否について、管理責任者の承認を得な

は、行わないこと。

(2) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を決め、輸出管理体制を整備し、その充実を図ること。

〔省略〕

(輸出管理統括責任者)

第6条 本学に、輸出管理に係る業務を統括するため、輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、研究を所掌する副学長をもって充てる。

2 統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、本学における輸出管理に関する業務を統括し、規程の改廃案の作成、運用手続の制定・改廃、該非判定及び取引審査の最終的な承認、輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続、文書管理、監査、指導、教育のほか、この規程に定められた業務を行う。

(輸出管理責任者)

第7条 統括責任者の下に、輸出管理に関する業務を行うため、輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、統括責任者の指名する者をもって充てる。

2 管理責任者は統括責任者を補佐し、事前確認シートの確認、相談窓口のほか、この規程に定められた業務を行う。

(事前確認)

第8条 教職員等は、取引を行おうとする場合は、別途定める「事前確認シート」に基づき、相手先に関する懸念情報及び例外規定（公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術）の適用判定等について確認を行い、取引審査の手続の要否について、管理責任者の承認を得なければならない。ただし、取引審査を行う必要があ

ければならない。ただし、取引審査を行う必要があることが明らかな場合は、「事前確認シート」による事前確認を省略することができる。

2・3 〔省略〕

〔省略〕

(用途確認)

第10条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、別途定める「用途」チェックシート及び「明らかなガイドラインシート」を用いて確認するものとする。なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続を定め、当該手続に沿って確認を行う。

(需要者確認)

第11条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の需要者について以下の項目に該当するかを、別途定める「需要者」チェックシートを用いて確認するものとする。なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続を定め、当該手続に沿って確認を行う。

(1)～(4) 〔省略〕

〔省略〕

(許可の申請等)

第13条 〔省略〕

2 前条第1項における審査の結果、外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、統括責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

3 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。

4 取引を行おうとしている教職員等は、外為法等に基づく許可が必要な取引については、経済産業大臣の許可を取得しない限り行ってはならない。

〔省略〕

ることが明らかな場合は、「事前確認シート」による事前確認を省略することができる。

2・3 〔省略〕

〔省略〕

(用途確認)

第10条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、別途定める「用途」チェックシート及び「明らかなガイドラインシート」を用いて確認するものとする。

(需要者確認)

第11条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の需要者について以下の項目に該当するかを、別途定める「需要者」チェックシートを用いて確認するものとする。

(1)～(4) 〔省略〕

〔省略〕

(許可の申請等)

第13条 〔省略〕

2 前条第1項における審査の結果、外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、統括責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

3 取引を行おうとしている教職員等は、外為法等に基づく許可が必要な取引については、経済産業大臣の許可を取得しない限り行ってはならない。

〔省略〕

(監査)

第17条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、本学の輸出管理がこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行うものとする。

(指導)

第17条の2 統括責任者は教職員等に対し、最新の外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

(教育)

第18条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、外為法等及びこの規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、教職員等に対し、輸出管理に係る教育を計画的に実施する。

[省略]

附 則

この規程は、令和4年5月26日から施行し、令和4年5月1日から適用する。

(監査)

第17条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、本学の輸出管理がこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行うものとする。

(教育)

第18条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、外為法等及びこの規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、教職員等に対し、輸出管理に係る教育を計画的に実施する。

[省略]